

(別紙1) No.7、No.26 関係

## 寒川浄水場排水処理施設更新等事業に係わる汚泥等の提供について

本件事業への参入の検討に資するため、寒川浄水場の実際の汚泥を提供しましたが、事業者から各濃縮工程の汚泥、脱水ケーキ(消石灰含む)等の提供を求める要望がありましたので、第2回の汚泥提供以外にも、随時、汚泥等の提供を行います。

汚泥の提供を希望する場合は、以下の手続きに従ってください。

### 1 申込方法

別添の汚泥等提供申込書に必要事項を記載の上、随時 E メール又は郵送により申し込んでください。

### 2 申込先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

神奈川県企業庁水道局浄水課水質班

Eメール：[ki-josui.3154@pref.kanagawa.jp](mailto:ki-josui.3154@pref.kanagawa.jp)

### 3 汚泥等提供についての打ち合わせ

希望者からの提供申込後、1週間以内に県企業庁から電話等により連絡します。その際に、採取日、採取方法等の詳細について打ち合わせを行います。

### 4 費用負担等

汚泥等は無料で提供しますが、寒川浄水場排水処理施設内からの汚泥等の採取、運搬、処分等に必要な機器類の使用料等一切の費用は事業者が負担するものとします。

### 5 提供場所

汚泥等は寒川浄水場排水処理施設内で提供しますが、採取等については現地職員の指示に従ってください。

提供汚泥等の種類	濃縮槽引抜汚泥
	濃縮汚泥槽引抜汚泥
	濃縮汚泥混合槽引抜汚泥
	脱水ケーキ(消石灰含む)

### 6 提供時期

提供時期は、平成14年11月1日(金)から入札日の前日(提案書の受付日の前日。平成15年7月下旬を予定。)までとし、閉庁日は除くこととします。

原則として、事業者の希望日時に沿うことを予定していますが、打ち合わせの結果により変更することがあります。

なお、提供時間は午前10時から午後3時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)です。

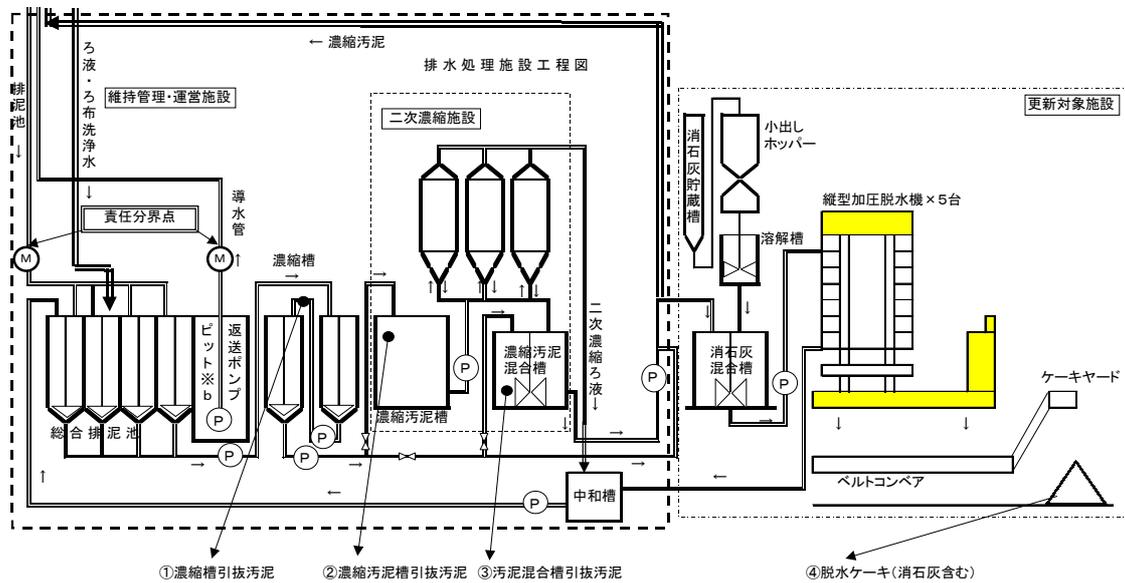
7 注意事項

- ・ 県企業庁から提供される汚泥等については、産業廃棄物となるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管理及び処分を行なって下さい。
- ・ 提供する汚泥等の量は原則として事業者の希望する量を提供しますが、排水処理業務の都合等で希望に添えないこともあります。
- ・ 汚泥等の採取場所は下図のとおりとします。

8 その他

- ・ 現地の調査等を希望する場合は、浄水課水質班にお問い合わせ下さい。

電話 045-210-7274 担当 佐藤・石坂



提供汚泥等の種類	汚泥の状態	備考
濃縮槽引抜汚泥	総合排泥池と2号濃縮槽で重力濃縮された汚泥	
濃縮汚泥槽引抜汚泥	2号濃縮槽で重力濃縮され1号濃縮槽で曝気処理された汚泥	汚泥採取のためポンプ等が必要となる
濃縮汚泥混合槽引抜汚泥	1号濃縮槽で曝気処理された汚泥と二次濃縮された汚泥の混合汚泥	汚泥採取のためにポンプ等が必要となる
脱水ケーキ(消石灰含む)	消石灰を含む含水率 60%程度の脱水ケーキ	

## 汚 泥 等 提 供 申 込 書

平成 年 月 日

神奈川県企業庁水道局浄水課水質班 担当あて

事業者名							
責任者名							
連絡先	住 所 電話番号 F A X 番号 Eメールアドレス						
提供汚泥等の種類	提供希望日						
		1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	6 回目
濃縮槽引抜汚泥	月日						
	時間						
	リットル						
濃縮汚泥槽引抜汚泥	月日						
	時間						
	リットル						
濃縮汚泥混合槽引抜汚泥	月日						
	時間						
	リットル						
脱水ケーキ (消石灰含む)	月日						
	時間						
汚泥等運搬容器	タンクローリー・ドラム缶・ポリタンク・( )						
運搬方法							
提供汚泥等の最終処分方法							

汚泥等の搬出から処分まで責任を負う者を明記すること。また、責任者は汚泥等提供場所に必ず立ち会うこと。

汚泥等の搬出方法及び実験後の処分方法については、具体的に記載すること。当該項目の記載内容が不明瞭又は不適切な場合は汚泥等を提供できないことがある。

提供汚泥 の場合は、採取のためのポンプ・ホース及び電源等について用意すること。